

申告対象期間=令和3年1月1日～令和3年12月31日

申告をしなければならない方
次の①～④のいずれかに該当する方(下表の申告の義務がない方を除く)
①令和4年1月1日現在市内に居住し、令和3年中に収入があった
②令和4年1月1日現在市外に居住し、市内に事務所・事業所・居住用家屋(※1)を持っている
③給与所得のほかに所得があった
④公的年金などの所得のほかに所得があった

申告の義務がない方

- ①令和3年中に収入がなかった(※2)
②所得税の確定申告をする
③給与収入のみの方で、勤務先から市に給与支払報告書の提出があった
④公的年金などの収入のみの方で、支給元から支払報告書の提出があった(※3)
⑤市内在住の親族に扶養されている
⑥③④は控除などが支払報告書の内容から変更になる場合、申告が必要(※4)

- (※1) 単身赴任などで普段は配偶者・子どもだけが住み、時々帰宅する住宅や別宅など
(※2) 合計所得金額が45万円以下の方は申告義務はありませんが、申告で国民健康保険税の税額が変わる場合があります。また、各種手当などの受給判定や所得に関する各種証明書の資料となります
(※3) 源泉徴収の対象とならない公的年金など(外国で支払われる年金)の支給を受けている方は、確定申告が必要場合があります
(※4) 支払われた国民健康保険税などの申告で税額が変わる場合があります(税務署へ確定申告する場合、市への申告は不要)

寄附金税額控除の記載をお忘れなく

ふるさと納税や条例で指定する団体へ寄附を行うと、市民税・都民税の税額控除が受けられます。確定申告書の第二表住民税に関する事項の「寄附金税額控除」欄(下図参照)に記載がないと、控除が受けられません。

Table with 4 columns: 都道府県、市区町村への寄附(特別控除対象), 共同募金、日赤その他の寄附, 都道府県条例指定寄附, 市区町村条例指定寄附. Rows show amounts in Yen.

ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請された方

確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税(寄附)を行う場合に、寄附先の自治体(5団体以内)で特例の申請手続きを行うことで、確定申告をしなくても控除を受けられる制度です。ただし、確定申告や市民税・都民税の申告などを行う場合は、この制度の対象となりません。申告の際は、必ずワンストップ特例制度分の寄附額を含めて申告してください。

表3 医療費控除の対象となる介護保険サービス

Table with 2 columns: 対象サービス, 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム), 地域密着型介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 介護医療院, 訪問看護, 訪問リハビリテーション, 居宅療養管理指導, 通所リハビリテーション(デイケア), 短期入所療養介護, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一型事業所で訪問看護のみ), 看護小規模多機能型居宅介護(6～11の介護サービスを含む組合せにより提供されるもの(※)), 訪問介護(※), 夜間対応型訪問介護, 訪問入浴介護, 通所介護(デイサービス), 地域密着型通所介護(デイサービス), 認知症対応型通所介護, 小規模多機能型居宅介護, 短期入所生活介護, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一型事業所で訪問看護以外および連携型事業所), 看護小規模多機能型居宅介護(医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの(※)), 地域支援事業の訪問型サービス(※), 地域支援事業の通所型サービス(※)

(※)生活援助中心のサービスを除く
※各介護予防サービスも対象(1～5を除く) / 対象サービス13～24は、6～12のいずれかと併せて利用している場合に限る(ケアプランに基づく必要があります) / 医療費控除の対象範囲は各サービスによって異なります

所得税・贈与税などの申告はお早めに

→課税課(内327)

申告書等作成・提出・問い合わせ

○立川税務署 〒190-8565立川市緑町4-2立川地方合同庁舎内 ☎(042)523-1181

申告書の相談・提出

☎2月1日(火)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く / 20日(日)は開場
申告書の提出時間 午前8時30分～午後5時
相談の受け付け時間 午前8時30分～
相談の開始時間 午前9時～

※3密を防ぐため、入場整理券を配布します。入場整理券は、当日会場で配布するほか、LINEアプリに国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」することで、日時指定の入場整理券を事前に入手できます。詳しくは立川税務署へお問い合わせください。入場整理券の配布状況に応じて受け付けを早めに締め切る場合や、後日の来場をお願いする場合があります / 公共交通機関をご利用ください

郵便などでも提出できます

郵便または信書便で、所轄の税務署へ提出できます(ゆうメール・ゆうパック・ゆうパケット不可)。消印の日付を提出日と見なすため、早めに送付してください。
※収受日付印のある控えが必要な場合は、複写式で作成またはボールペンなどで記載した申告書の控え、返信用封筒(宛名明記・切手貼付)を同封

すべて記入済みの確定申告書 ☎2月16日(水)～3月15日(火)午前9時～午後4時 ※土・日曜日、祝日を除く / 20日(日)は開庁
☎市役所書庫棟会議室

申告・納税の期限と対象

納税方法 e-Tax・クレジットカード・コンビニエンスストア・現金 ※詳しくは、国税庁HPをご覧ください

所得税・復興特別所得税

■期限3月15日(火) ■振替日4月19日(火)

※(1) 給与と所得がある方

給与と所得の大部分の方は、年末調整で所得税と復興特別所得税が精算されるので申告は不要です。ただし、次の①～③のいずれかに該当する方は、確定申告が必要です。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える
②給与と所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える
③給与を2か所以上から受けている
※確定申告をする義務のない方でも、次の場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税と復興特別所得税が還付される場合があります
○マイホームを住宅ローンなどで取得した
○多額の医療費を支払った
○災害や盗難に遭った
○年の途中で退職し再就職していない
○給与と所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける

(2) 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引き、残額がある方は確定申告が必要です。
※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は不要です。この場合も、還付を受けるための申告書を提出することです(外国からの公的年金などを受給しているなどの場合は除く)

(3) 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものは確定申告が必要です。

(4) (1)～(3)以外の方

各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引き、残額のある方は確定申告が必要です。

※上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例など、一定の特例の適用を受けようとする方は、(1)～(4)に当てはまらない場合も確定申告が必要

贈与税

■期間2月1日(火)～3月15日(火)

- ※(1) 個人から財産の贈与を受け、その合計額が110万円を超える方
(2) 相続時精算課税・住宅取得等資金の贈与税の非課税を受ける方
※振替納税は利用不可

個人事業者の消費税・地方消費税

■期限3月31日(木) ■振替日4月26日(火)

- ※(1) 令和元年分の課税売上高(輸出などの免税取り引きを含め、返品・値引き・割り戻しの金額を差し引いた金額)が1,000万円を超える個人事業者の方
(2) 消費税課税事業者選択届出書を提出している方
(3) (1)(2)に該当しない令和2年1月1日～令和2年6月30日の課税売上高が1,000万円を超える方(同期間の1,000万円の判定は給与等支払額の合計額でも可)

確定申告書 配布場所(市内)

Table with 4 columns: 配布場所, 期間, 時間, 配布書類. Rows include 課税課(市役所第1庁舎), 市役所書庫棟会議室, cocobunjiプラザ(cocobunjiWEST 5階).

税理士による無料申告相談会

会場内の混雑を回避するため、立川税務署から対象者に案内状を郵送します。案内状をお持ちでない方はご利用いただけません。

市民税・都民税の申告を忘れずに

→課税課(内327)

昨年申告をした方などへ、2月4日(金)に申告書を郵送します。申告が必要で書類が届かない方は、課税課へお問い合わせください。

■申告書の相談・提出(直接)

☎2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後4時
※土・日曜日、祝日を除く / 20日(日)は開庁
☎市役所書庫棟会議室

※例年より会場規模を縮小しているため、分散しての来庁・郵送での提出にご協力ください

■郵送での提出

3月15日(火)(消印有効)までに申告書・申告に必要なものうち(2)～(4)の写し、書類の返却を希望する場合は返信用封筒(宛名を明記し切手貼付)を同封し、〒185-8501課税課へ

■申告に必要なもの

- (1) 申告書
(2) 令和3年中の所得(収入)に関する次の①②のいずれかの書類
①給与や公的年金等の収入がある方=源泉徴収票など所得の確認ができるもの

- ②給与や公的年金等以外の所得がある方=収支を確認できるもの
(3) 令和3年中の所得控除・税額控除に関する次の①～⑥のうち必要な書類(年末調整ですでに控除を受けているものを除く)
① 社会保険料控除のうち、国民年金・国民年金基金の控除を受ける方=控除証明書原本など
② 健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の控除を受ける方=領収書原本や金額の分かる書類など
③ 生命保険料・地震保険料控除を受ける方=控除証明書原本
④ 障害者控除や勤労学生控除を受ける方=障害者手帳や学生証など
⑤ 従来の医療費控除を受ける方=領収書をまとめた医療費控除の明細書 / セルフメディケーション税制(医療費控除特例)を受ける方=スイッチO・TC医薬品の購入が分かる領収書をまとめたセルフメディケーション税制の明細書(領収書の原本では申告できません。必ず明細書をご準備ください)
⑥ 寄附金控除を受ける方=寄附先の団体が発行する領収書や受領証の原本など
(4) 個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類

別冊 日時計 会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込み方法 持ち物 問い合わせ先 HP ホーム ページ 相談 検索 ツール 託児あり 主催 共催 注意事項

保険料(税)、医療費・介護保険サービス利用料も控除対象です

→保険年金課(内319) / 高齢福祉課 ☎(042)321-1301

令和3年に納付した保険料(税)等(下1表参照)は、令和3年分の所得税と令和4年度市民税・都民税の申告で社会保険料控除として申告できます。また、医療費や介護保険サービス利用料(下表2・右表3参照)は医療費控除として申告できます。所得税の申告に関しては4ページをご覧ください。

表1 社会保険料控除

Table with 4 columns: 区分, 国民健康保険, 後期高齢者医療, 介護保険, 国民年金. Rows include 納付方法, 納付した保険料額の確認方法, 金額や書類等の問い合わせ.

表2 医療費控除

Table with 3 columns: 区分, 医療費, 介護保険サービス利用料. Rows include 対象となる支払い, 申告に必要な書類.

※医療費を補てんする保険金(高額療養費の支給)などがあつた場合、その金額は差し引きます

Table with 2 columns: 申告に関する問い合わせ, 所得税=立川税務署 ☎(042)523-1181 市民税・都民税=課税課(内327)

東京しごとセンター多摩の就労支援

☎電話で※予約制・先着順 ※詳しくはHP https://www.tokyoshigoto.jp/tama/でも →経済課(内351)

Table with 4 columns: 対象, セミナー・イベント名, 内容・場所, 日時. Rows include おおむね29歳以下, おおむね29歳以下, 女性, おおむね55歳以上.

市役所への申し込みの時間は、特記がない場合は月・金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)の受付となります。